

平成27年第7回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年7月28日（火）15時50分

2. 場 所：庄内庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員 27名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之	11番廣瀬 啓治	21番衛藤 由澄	31番大塚 弘士
2番加藤 正信			32番山月 憲昭
3番佐藤有太郎		23番小野 七郎	33番甲斐 善馬
4番利光 末子	14番田中 俊行		34番小山 豊康
5番坂本 成一	15番首藤 勝磨	25番栗林 睦和	
	16番梅木 敏弘	26番二宮 正男	36番穴井 幸男
7番佐藤 義男	17番縣 次男		
8番吉廣 順一	18番加藤 康男	28番庄野 誉	
9番後藤 慶子		29番佐藤 圭介	
	20番那須 紀子	30番佐藤千代信	

4. 欠席委員

6番安部 義浩	10番佐藤 勝規	12番田中真理子	13番佐藤 幸市
19番佐藤 邦政	22番佐藤 高信	24番佐藤 靖司	27番溝口 正剛
35番後藤 義昭			

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ①農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- ③農地法第4条の規定による許可申請の審議
- ④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- ⑤農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議
- ⑥非農地証明の発行の審議

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局次長 配布資料の確認について

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、27名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「3番佐藤有太郎」委員さんと「4番利光末子」委員さんの2名にお願いします。よろしくお祈いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第9までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありますか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお祈いします。

○日程1「農用地利用集積計画の決定について」

(議案1号 1件)

議長

日程1、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程1、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案1号について、議席番号14番田中 俊行委員より説明をお願いします。

14番田中 俊行委員

栃木さんは農業をやってなくて、これまでつくっていた人がいたんですけど、都合により返還するということで、さざんか農事組合法人にお問い合わせをし、作ってもらうことになりました。組合がしっかり管理をしていくと思います。

議長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程2「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案2号～3号 2件)

議 長

日程2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について議案朗読説明。

議案2号から3号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案2号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

受人の名切さんは10年ほど前にこちらに来ましたが、家の近くに畑がないので、家の近くに畑を確保するために今回申請をしました。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案3号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

渡人の吉瀬さんは商業を営んでおり、農業はできないと言うことで数年前から福嶋さんに耕作をお願いしておりました。申請の土地は福嶋さんの田んぼと隣接しているということから、今回の申請に至っております。福嶋さんは専業農家で、水稻、花きの栽培をしております。機械等もそろっておりますので問題はないと思います。

○日程3「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案4号～6号 3件)

議 長

日程3、農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案4号、5号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案6号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案4号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

図面については2ページ、長屋住宅を2棟建設するということでもあります。5条で関連議案がありますが、隣接している農地や排水等の問題はないと考えられます。転用についてはやむを得ないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議 長

議案5号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

図面は6ページからです。住宅地の中に溝のように細長い土地が畑として残っていたものです。3種農地であり、既成事実を追認する形ですが、どうしようもありませんのでよろしくをお願いします。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議 長

議案6号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

位置図は8ページを参照して下さい。申請地の下が国道210号線になりますが、こちらから行きますと、櫟木トンネルを過ぎてすぐ左側になります。この土地は国道210号をつくったときに分筆されたもので、水の便もわるいということから、耕作されておしま

せんでした。申請人も農地法を知らずに進入路として使わせていたということで、周辺の状況からして農地としては使えないようで、仕方が無いと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程4「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案7号～11号 5件)

議 長

日程4、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案7号、11号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案8号から10号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案7号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

先ほどの4条の申請と関連があります。図面は10ページをご覧ください。216番地の長田ヒサ子さんが住宅を建設しますが、それに伴う進入路用地でございます。隣接する農地や排水については了解がとれております。問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案8号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

位置図の14ページをご覧ください。先ほど6号議案で説明しました櫟木トンネルをで

たところの反対側です。国道210号とJRに挟まれたわずかな土地ですが、以前から農地としては使っておらず荒地となっていたところ。この場所を整理して植林をしたいということですが、現場の状況からは農地として利用はできないところ。でありますので、仕方ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案9号について、議席番号13番佐藤 幸市委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

地目は畑となっておりますが採草地です。畜産用の草を採っていたところ。持ち主の佐藤 吉一さんが高齢のため畜産をやめ、土地の管理に苦慮しておりました。そこへ兵庫県の田中さんという方が、この土地を譲り受けて太陽光発電施設を建設するということになりました。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案10号について、議席番号9番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9番後藤 慶子委員

図面は18から20になります。渡人の阿南さんは一人暮らしで、農業はしていません。この土地は去年も荒れていました。それで隣接するデイサービスセンター桜の庵理事長の野中さんがここを買い取って駐車場にしたいということで話をしたそうです。その方がご近所にも迷惑をかけないので良いのではないかと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案 1 1 号について、議席番号 2 1 番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

2 1 番衛藤 由澄委員

位置図は 2 0 ページからです。位置としては湯布院中学校から西に 3 0 0 m ほどいったところで、山つきの土地になります。渡人の加藤さんは糖尿病を患っておりまして、入退院を繰り返しております。後継者もおりません。受人の西日本ハウスは不動産業やアパート経営をしており、資材等を安く買ってここにストックしておくことのようなのです。土地については都市計画区域内の第三種地域でありますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程 5 「農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請について」

(議案 1 2 号 1 件)

議 長

日程 5、農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請について、1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 5、農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請の審議について議案朗読説明
議案 1 2 号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第 3 種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案 1 2 号について、議席番号 2 9 番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

2 9 番佐藤 圭介委員

図面は 2 6 ページからです。借人は後藤五男さんのお孫さんにあたります。お孫さんが三種農地に自分の家を建てるということであり、問題ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程 6 「非農地証明の発行について」

(議案 13 号～14 号 2 件)

議 長

日程 6、非農地証明の発行について、2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 6、非農地証明の発行について議案朗読説明

議案 13 号、14 号は、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案 13 号について、議席番号 30 番佐藤 千代信委員より説明をお願いします。

30 番佐藤 千代信委員

図面は 26 から 28 ページです。爺さんの時代には色々と植えていたようですが、憲利さんのお父さんの時代からは何も植えておらず、非農地としたいという申出がありました。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 14 号について、議席番号 3 番佐藤 有太郎委員より説明をお願いします。

3 番佐藤 有太郎委員

31 ページを見て下さい。過去に転用済みの農地であるということで、農地としては使えない状況になっております。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。